



No.289
2018年 8月 24日

江 区 労 連 東

ニ ュ ー ス

江東区労働組合総連合
〒135-0011 江東区扇橋 1-12-20
江東教育会館内
Tel.03-5606-5285 Fax03-3649-0131



最賃引き上げについて意見を述べる松井江東区労連青年部長 (18/07/10)

国民生活向上各階層東部共同行動実行委員会 東部共同行動)は7月10日、下町東部地域の7の自治体 足立・荒川・江戸川・葛飾・江東・墨田・台東の各区に要請行動を展開しました。この行動には7区の区労連や民主商工会などのべ170人以上が参加しました。

東部共同行動は今から約30年前に東部地域の労働組合と業者団体が共同で全国一律最賃引き上げについて意見を述べた。この行動には7区の区労連や民主商工会などのべ170人以上が参加しました。

低賃金制の導入や課税最低限の引き下げ、最低保障年金制度の実現などを掲げて発足した。日本の最低賃金制度が47都道府県をランク付して最高額の東京都の時給958円から最低の沖縄県などの時給737円とその差が221円にも広がっています。しかし生活費は都会でも地方でもそれほど変わらないという調査もあります。この制度が現実とかけ離れた実態にあることから、全国一律の最低賃金制の確立を求め、地方自治体でも最賃引き上げが重要だという認識をもち、国に対して意見書をあげることなどを求めました。江東区は2コースで行われたキャラバンの集結地。約30人の仲間が江東区との要請行動に参加しました。

世界の常識・全国一律最賃制

江東区に最賃引き上げの意見書提出など要請

東部共同行動・7区自治体キャラバン

江東区労連青年部長の松井優希さんは、区内で行ったパートアルバイト調査では平均時給1042円になったが、年収200万円以下だ。家賃も高い江東区では暮らしていけない、もっと引き上げるよう要請してほしい」と訴えました。



職場から多数の仲間が参加した集会 (18/07/27)

新たな制度でも雇用を守れ！ 公共一般江東支部が集会

公共一般江東支部は7月27日、江東区文化センターで7・27非正規労働者大集会

を開催、組合員、江東区職労などの組合、来賓 議員など94名が参加しました。集会では丹木支部長が「2020年から実施される会計年度任用職員制度について、これまで組合と区当局との間で勝ち取ってきた権利が発展できるよう、みんなががんばりましょう」とあいさつ。来賓では区議会から区議会自民党・民政クラブ・日本共産党区議団・市民の会から議員が参加し、積極的に非常勤職員の声を聞いて待遇改善につとめた「い」などと発言しました。組合関係からは公共一般本

部、江東区職労、江東区労連の代表が激励と連帯のあいさつ。佐藤副委員長からは制度についての区との折衝や今後のとりくみ方針が提起され、だまっていたら何が起きるかわからない制度、組合員を増やして「がんばろう」と述べました。職場からは婦人相談員分会、学童クラブ分会、保育園分会の代表が発言しました。この中で婦人相談員分会の仲間は「私たちの仕事は親からの暴力やDV被害、AV強要被害などにあった女性と子どもたちの命と安全を守る仕事だ。この制度で毎年、入れ替わられるような仕事ではない、制度のマイナス面をプラスにしてほしい」と述べました。最後に丹木支部長の団結が

江東区労連からのお知らせ

- 9条守る団地署名行動 11
安倍9条改憲許すな3000万署名
 - 日時・・・9月 8日(土) 9:30 集合
 - 場所・・・区立東雲公園
交通(都バス・海01・都橋住宅前)
 - 署名行動・・・都営東雲1丁目・2丁目アパート
- 江東区労連第3次一斉組織化宣伝行動
 - 日時・・・8月30日(木)
 - 場所・・・亀戸・辰巳・新木場(8:00～)
東大島・東陽町(7:30～)
- 第159回憲法9条守ろう・9の日宣伝行動
 - 日時・・・9月19日(水)
 - 場所・・・亀戸・木場・辰巳・新木場(8:00～)
東大島・西大島・東陽町(7:30～)
- 地域労組こうとう第10回定期大会
 - 日時・・・9月29日(土) 16:00 開会
 - 会場・・・カメラアプラザ5F
亀戸文化センター第2研修室

猛暑を吹き飛ばそう！ 青年部が恒例の花火大会見学

江東区労連青年部は8月1日、2年ぶりとなる「夏だ花火を見に行こう Part1 4」を開催、区内地域の組合の仲間やなど11団体・個人含め28人が参加しました。

この企画は、毎年、区労連前議長の名越さんにご協力をいただき花火大会会場近くのマンションの屋上をお借りして開催しています。花火大会当日はとてもいい天気、少し風があり、日が落ちてからは涼しさもありました。花火打ち上げ開始前に松井青年部長があいさつと乾杯を行い、交流会スタート。花火が上がるとみんな話すのをやめて、目の前に上がる花火に見入っていました。今回初めて参加した人からは「こんな近くで花火を見たのは初めて」、「来年もまた来たい」と感想も寄せられ、とても楽しい花火大会になりました。



お酒も進み良い気分 (18/7/19)

江東民主商工会が主催する第4回夜のオリエンテーリングが7月19日に開催さ

江東民商の夜オリ! 居酒屋めぐり地域活性化! 江東区労連チームも参加

れました。江東区労連から4名が参加しました。夜のオリエンテーリングは、夜の飲食店を盛り上げよう」との目的で企画されたのが始まりです。当日は、18時30分に南砂区民館に集合して、4人1組になり、指定された3店を順番通りに回ると説明をうけ、夜オリスタート。

小籠包が絶品でした。あまりの美味しさに、ビールをおかわり、お店からも一品サービスしてもらい地域の飲食店の暖かさを感じました。2軒目は「千の窓」内装がハワイアン風のお店でした。ここでは枝豆や納豆の天ぷらなどお酒が進むおつまみが出てきました。すでに2軒目でかなりお腹いっぱい。3軒目はお蕎麦屋さん「丸喜屋」。天ぷらに味の染み込んだチャーシューが出てきました。どのお店も質、量、サービス共に予算以上のパフォーマンスでした。今回初めて参加しましたが本当に楽しい企画でした。また参加したいです。

★働くルールミニ学習

年次有給休暇(有休)は労働者が自由に利用できる

- ・労働者が働き始めて6ヶ月経過し8割以上出勤した時には少なくとも10日間の有休を取得できます(労基法39条第1項)。その後1年を経過するごとに付与日数が増えていきます。
- ・有休を取るためには「事前」に取得日を申し出ることが必要ですが(時季指定)、理由を問われることはありません。例えば、『有休は1週間前に理由を明記して届けること』などの規定は法律に違反しています。事前とは有休を取る日より前という意味ですから、取得日の前日に申し出ても問題ありません。
- ・一方、使用者が「事業の正常な運営を妨げる」場合に限り、使用者は、有休を他の日に変更する権利があります(時季変更権)。しかし「人が足りない」とか「忙しい」等の理由だけで有休を取らせないことはできません。
- ・時々、「有休を取らせてくれない」という相談があります。そのときは時季指定して有休を取ることを勧めます。その後、万一賃金から「有休」分を賃金カットしたら違法となります。「労基署」に「申告」すると労基署が使用者を指導します。

- トピックス
 - 江東区労連第1次対話と共同区内労組訪問行動
江東区労連は7月17日、今年度最初の区内労組訪問行動を実施、5名が参加して区内の26の労働組合を訪問して、安倍改憲許すな共同や働くルールの確立などについて懇談しました。多くの労働組合が役員が若返っていることなどが話題になりました。
 - ◇江東区労連第2次一斉組織化宣伝行動
江東区労連は7月18日、区内5つの駅頭で第2次組織化宣伝行動を行い、7労組32名が参加して、ホットラインリーフ、江東区役所前と東大島駅前では公契約条例等の東京春闘共闘のチラシ1105部を配布しました。

労働相談の 窓口から

過労死や長時間労働などの問題も含め「働き方」の問題が報道もされているにもかかわらず、職場の相談が減りません。職場に労働組合員がいなくても大きな理由ですが、「働くルール」を労使ともに知らないことが原因と思われるケースも多いと思います。

■運配を指摘したら、借金を返せといわれた(正規・男性・労働相談ホットライン)
建設業の警備員。給与支給日の毎月15日がいっつも遅れるので指摘したところ、給与支給日を月末にしてほしいと言われた。それは困ると使用者に話すと、今度は引越しの初期費用を返せと言われ、今度の給与か差し引くと通告された。

自主解決

自分の会社の不手際を棚にあげて引越しの初期費用(部借りの事実)を給与から差し引く(労基法違反)というひどい事例。当初は団交申入れをする予定でしたが、差引は違法と使用者を説得したところ、給与は全額支払い、初期費用については一部を返還することで合意したと連絡がありました。組合には加入。

賃上げしてほしい(パート・女性労働相談ホットライン)

5月下旬に相談があった宝石店のパートの女性。20年以上も勤務しながら時給1350円。賃上げしてほしいが、という相談。そのときは労働組合に加入して団交すればというアドバイスでしたが、7月下旬に電話があり、後日直談判したら、時給が100円上がった、相談に乗っていただいていたがとうとうというお礼の電話も。相談に乗るだけでも勇気を与えられるものですね。